



年金だより

「社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、平成25年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

国民年金加入者で、60歳到達予定者を対象にした相談を
年金窓口で行っています。ご利用ください。



国民年金マスコットハッピーちゃん

◆問い合わせ先	秋田年金事務所	TEL 018-865-2399
	健康推進課国保年金係	TEL 85-2137
	琴丘総合支所地域生活係	TEL 87-3516
	山本総合支所地域生活係	TEL 83-2115

「女性の人権ホットライン」 強化週間

11月18日から24日まで全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。小さなことでも、一人で悩まずご相談ください。

人権擁護委員及び法務局職員が相談をお受けします。

～相談は無料で、秘密は守ります～

11月18日～22日 8:30～19:00

11月23日～24日 10:00～17:00

◆専用相談電話「女性の人権ホットライン」

TEL 0570-070-810

秋田地方法務局能代支局（TEL 0185-54-4111）では、平日午前8時30分～午後5時15分まで人権相談を受け付けております。お気軽にご利用ください。

ジェネリック医薬品を 利用しましょう！

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

ジェネリック医薬品は医療用医薬品ですから、病院や診療所の医師による処方箋が必要です。

詳しくは医師・薬剤師にご相談ください。



◆問い合わせ先 三種町国民健康保険 TEL 85-2137